

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について

2. 日時：令和元年11月12日(火) 16時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上席原子

炉解析専門官、比企主任監視指導官

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)

東京支社 技術グループ チーフマネージャー 他1名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和元年10月17日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器(以下「SG」という。)伝熱管の損傷について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

A及びB-SGについて、渦流探傷試験により有意な信号指示が確認された伝熱管2本に対する小型カメラによる外観調査及びSG内の異物調査を行った。

○小型カメラによる調査では、C-SGと同様に摩耗減肉と思われる周方向の傷があることを確認した。

○異物調査においては、A-SG内で金属片(約20mm×10mm)を確認し回収した。今後成分分析等の調査を行う。

○原因と対策については、回収した異物の評価結果も踏まえ改めて報告を行う。

(2) 原子力規制庁より、調査の結果を踏まえて、引き続き適切な時期に報告を行うよう伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

6. 資料

・ A(B) - 蒸気発生器伝熱管2次側表面写真